

○藤里町地域活性化事業推進補助金交付要綱

平成21年3月26日

訓令第3号

改正 平成23年5月16日訓令第13号

平成26年4月1日訓令第1号の1

平成28年4月1日訓令第7号

平成31年4月1日訓令第17号

令和5年9月29日訓令第33号

(目的)

第1条 この要綱は、藤里町の地域活性化推進を図るため、事業を実施する事業施行者に対する助成に関して、藤里町補助金等交付規則(令和5年藤里町規則第17号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

(令5訓令第33号・一改正)

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、藤里町において町が推進する地域活性化に関する事業(雇用の場の創出に寄与するもの)で町長が認める事業とする。

(補助金等)

第3条 補助金の率及び補助金額等については、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付は、1事業につき1年度1回に限るものとする。

(平成28年訓令第7号・一改正)

(交付の申請)

第4条 申請者は、補助金規則第3条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) その他町長が必要とする書類

(令5訓令第33号・一改正)

(交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定するにあたっては、次に掲げる条件を付するものとする。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成26年3月31日限りとする。

附 則(平成23年5月16日訓令第13号)

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

附 則(平成26年4月1日訓令第1号の1)

この要綱は平成26年4月1日から施行し、平成31年3月31日限りとする。

附 則(平成28年4月1日訓令第7号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日訓令第17号)

この要綱は平成31年4月1日から施行し、令和6年3月31日限りとする。

附 則(令和5年9月29日訓令第33号)

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の藤里町地域活性化事業推進補助金交付要綱第1条の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金の交付申請等に適用し、令和5年度分までの補助金の交付申請等については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

補助金の区分	補助金の名称	補助金等の率又は額(町費相当分)	補助対象等項目
ツーリズム関連事業	①農家民宿及び農家民泊施設整備事業費補助金	事業費の75%以内とし、上限額は、150万円とする。	農林家であって、台所、宿泊室等の簡易な改修費及び体験用関連備品、宿泊用物品購入費等
	②ツーリズム関連施設整備費補助金	認定事業費の70%以内とし、上限額は100万円とする。	農林家民泊実施台帳に登録し、事業実施すること。 新規、既存施設で体験型プランを取り入れて宿泊させる施設の改築、建物の修理費及び体験用の必要な備品費等

特産品開発研究関係事業	①ものづくり支援事業補助金	補助対象経費の70%以内とし、上限額は100万円とする。	原材料費、施設整備費、設備備品費、借料、改良又は修繕費、研修費、謝金、旅費等
	②販売促進事業補助金	補助対象経費の50%以内とし、上限額は100万円とする。	デザイン及びネーミング等に係る経費、ラベル作成経費等
観光用施設整備事業	①観光用体験型施設整備補助金	認定事業費とし、上限額は250万円とする。	事業主体は、団体組織とし、資材費及び設置工事費のみとする。
	②観光用体験型施設運営費補助金	認定経費の50%以内	
特認事業	地域経済の活性化となる事業で町長が必要と認めるもの	予算の範囲内	

備考 国及び県の補助事業と重複する場合は、その補助事業を優先するものとし、補助残額の50%以内とする。
ただし、上記表の上限額を上回ることはいできない。
(平23訓令13、平28訓令7・一改)